

広島県告示第九百二十一号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第八条の三の規定による業務従事者の講習として、次のとおり指定した。

令和五年七月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 主催者

東京都港区新橋六丁目八番二号
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

二 クリーニング師研修（講座形式）

1 期日及び会場

期 日	会 場
令和五年一月二二日	三次市十日市南一丁目二番一八号 三次十日市きんさいセンター
令和五年一月三〇日	福山市東桜町一番二一号 広島県民文化センターふくやま
令和六年二月四日	広島市中区河原町一番二六号 広島県環衛ビル

2 科目及び時間数

科 目	時 間 数
衛生法規及び公衆衛生	一時間
洗たく物の受取、保管及び引渡し	一時間
洗たく物の処理	一時間
繊維及び繊維製品	一時間
レポート	有

三 業務従事者講習（通信教育）

1 受付期間等

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
令和五年一〇月一日	令和五年一月三〇日	令和六年一月三一日

2 科目及びレポート課題

- (一) 衛生法規及び公衆衛生
- (二) 洗たく物の受取、保管及び引渡し
- (三) 洗たく物の処理
- (四) 繊維及び繊維製品

四 受講料

1 クリーニング師研修 五千元

2 業務従事者講習 四千五百円